

## 土木建築部

随意契約件数

51件

金額 1,495,285,212 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
1 土木建築企画課	令和6年度企業情報等提供サービス利用契約	令和6年4月1日	東京都千代田区二番町3番地麹町スクエア4F	一般財団法人建設業技術者センター	1,980,000 円	①本業務は、工事を発注する際の業者の選定等に必要な建設業許可情報、経営事項審査情報、監理技術者情報、主任技術者情報及び技術者の専任制確認情報の配信を受けることにより、発注者の利便性を図るものである。 ②(一財)建設業技術者センターは、建設業許可、経営事項審査等の企業情報について全国統一的にデータベースを構築・管理し、情報提供を行っているため、当該業務を遂行できる相手方は他にない。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
2 土木建築企画課	電子入札コアシステム プログラム・サポートサービス委託業務	令和6年4月1日	東京都港区赤坂五丁目2番20号	一般財団法人日本建設情報総合センター	3,630,000 円	①本業務は、電子入札システムのベースプログラムである電子入札コアシステムに関し不具合等が生じた場合、当該事項に関する問題解決のためのサポート提供や、機能強化された改訂版の情報提供等、電子入札コアシステムの使用に際してのサポートサービスを行うものである。 ②本県の電子入札システムは、国土交通省等6省47都道府県が採用し実績のある電子入札コアシステムをベースに開発されたものであり、本業者のみが電子入札コアシステムの製造・販売及びコアシステムのサポートサービスをしているため、当該業務を遂行できる相手方は他にない。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
3 土木建築企画課	令和6年度コリンズ・テクリス検索システム利用契約	令和6年4月1日	東京都港区赤坂五丁目2番20号	一般財団法人日本建設情報総合センター	1,150,261 円	①本業務は、大分県土木建築部が工事・業務を発注する際、競争入札に参加する企業がその工事や業務を実施できる能力を持っているかどうかを評価するために、企業の実績を検索するシステムの利用を行うものである。当システムは、国土交通省や全都道府県が採用し、発注機関の適正な入札・契約制度の履行確保のため利用している。 ②上記システムを提供しているのは(財)日本建設情報総合センターのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
4 臼杵土木事務所	令和6年度 港整交改臼委第3-8号 適合性確認委託	令和6年4月30日	東京都港区西新橋1-14-2 新橋エス・ワイビル5階	一般財団法人沿岸技術研究センター 確認審査所	6,187,500 円	①本業務は、港湾法第56条の2の2第3項の確認を行うものである。 ②これを行うためには、国土交通大臣の登録を受けた者の確認が必要である。 ③上記登録を有する者は、(一財)沿岸技術研究センター確認審査所のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
5 日田土木事務所	R6道改国委2-3 施工監理業務委託	令和6年4月18日	大分県大分市向原西1丁目3番33号	公益財団法人大分県建設技術センター	6,703,400 円	①本業務はトンネル工事における施工監理業務を行うものである。 ②これを行うためには、公正かつ監督員に近い立場で現場監督補助を行い、変更事項等に伴う予算の適正な執行監理及び積算資料作成を行える必要がある。 ③上記要件を満たす者は(公財)大分県建設技術センターのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
6 日田土木事務所	R6防安緊地改日委201-2 積算補助業務委託	令和6年4月11日	大分県大分市向原西1丁目3番33号	公益財団法人大分県建設技術センター	4,107,400 円	①本業務は、新蔵野トンネル工事における積算補助業務を行うものである。 ②これを行うためには、県と共通の土木積算システムを設置しており、関連する諸基準にも熟知し積算の経験も豊富であり、客観的、公平的で最適な工事費の積算が行える必要がある。 ③上記要件を満たす者は(公財)大分県建設技術センターのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

## 土木建築部

随意契約件数

51件

金額 1,495,285,212 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
7 道路建設課	令和6年度 道橋単 道委 1-4号 道路施設現況調査資料等作成業 務委託	令和6年4月26日	大分県大分市向原西1丁目3番33 号	公益財団法人大分県建設技術セン ター	5,379,000 円	①本業務は、道路整備計画の立案、策定及び道路施設の管理に関する基礎資料を得ることを目的とした道路法第77条に基づく調査であり、国、県及び市町村が管理する道路台帳に基づき、地方交付税算定の基礎資料をとりまとめるものである。 ②本業務の執行にあたっては、県の情報のほか国及び市町村の情報も取り扱うため適切な情報管理が求められている。また、資料の数値を集計する際には県が保有するシステムを利用する必要がある。 ③上記の者はシステムを熟知しており、これまでの実績により本業務の資料作成についても技能が蓄積されていることから、業務を的確に行うことができる唯一の契約相手先である。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
8 道路建設課	令和6年度 道橋台単道委 第1号 道路台帳調製管理業務委託	令和6年4月26日	大分県大分市向原西1丁目3番33 号	公益財団法人大分県建設技術セン ター	9,922,000 円	①本業務は道路法第28条に規定する道路台帳図面の調製及び道路台帳データベースを変更するための電算入力シート作成等を行う道路台帳補正業務のうち県下各土木事務所ごとに補正された道路台帳図面の均一性の確認及び調整指導等である。 ②道路台帳図面の更新されたデータは、道路現況の基礎資料や地方交付税の算定基礎資料として使用するため、全県下の均一性を図る必要がある。 ③選定業者は、県・市町村及び建設業者に対する技術研修、道路管理業務等を主な業務としており、道路台帳補正作業に関しても実績が豊富である。また本業務に必要な道路台帳データベースのシステムに精通しており、非常に守秘性の高い当該業務を的確かつ効果的に実施できるのは選定業者において他にない。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
9 土木建築企画課	令和6年度高校生向け建設現場学 習会委託業務	令和6年5月10日	大分県大分市荷揚町4-28	一般社団法人大分県建設業協会	2,649,900 円	①本業務は、高校生向けに建設現場を体験する機会を設けるものである。 ②これを行うためには、建設業に関する各種研修事業等の経験が豊富なこと、各支部を有し建設現場との連絡調整を円滑に行うことが可能であることが必要である。 ③上記の経験やネットワークを有する者は一般社団法人大分県建設業協会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
10 玖珠土木事務所	令和6年度 5災国砂 第314-3 号 砂防設備災害復旧工事	令和6年4月26日	大分県玖珠郡玖珠町帆足2037- 2	中央建設株式会社	13,145,000 円	①本業務は令和5年6月29日からの梅雨前線豪雨で被災を受けた河川護岸の復旧工事である。 ②2回公告し入札を行ったが、入札者がなかったため、随意契約に移行。 ③地元状況に精通している3業者と見積合わせを実施。見積金額が一番低い業者(中央建設株式会社)と契約を行った。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第8号
11 玖珠土木事務所	令和6年度 交安改地玖委 第1- 4号 積算補助業務委託	令和6年4月24日	大分市向原西1丁目3番33号	公益財団法人 大分県建設技術セン ター	5,571,500 円	①(公財)大分県建設技術センターは、県と共通の土木積算システムを設置しており、センター職員は関連する諸基準にも熟知し積算の経験も豊富であり、客観的、公平的で最適な工事費の積算が行える。 ②予定価格設定の基礎となる積算業務は、守秘性が求められることから、県の指導・監督権限の及ぶ(公財)大分県建設技術センターが本業務の委託をするのに最適な団体であるとともに県内には、他に同種の団体が存在しないので競争には適さない。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
12 道路保全課	大恩寺大橋における耐震補強工事 にかかわる委託	令和6年4月26日	福岡県福岡市博多区博多駅前三 丁目25番21号	九州旅客鉄道株式会社	140,932,000 円	①本業務は、大恩寺大橋における耐震補強工事を行うものである。 ②本橋はJR豊肥本線を跨ぐ跨線橋となっており、耐震補強工事の際に、鉄道敷地内での作業を必要とする。 ③上記のことから、JRへの影響を考慮し、施工できるのは九州旅客鉄道株式会社のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

## 土木建築部

随意契約件数

51件

金額 1,495,285,212 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令適用条項
13 港湾課	令和6年度 大分港西大分地区駐車場管理運 営業務委託	令和6年4月1日	福岡県北九州市小倉南区湯川2丁 目9番22号アマノ(株)北九州支店 内3F	アマノマネジメントサービス株式会 社 北九州営業所	5,689,200 円	①本業務は、大分港西大分地区駐車場の管理運営を行うものである。 ②本業務内容のうち駐車場機器の設置については、令和3年7月に一般競争入札を実施している。このため、今回の契約締結にあたり競争入札を実施し業者が変更となった場合には、機械器具の撤去・設置を行わなければならない、工事期間中の駐車場の使用や施設の安全等の維持管理に問題が生じるほか、経費が割高となるため競争入札に付することが不利と認められる。 ③上記より、機械器具の設置業者であるアマノマネジメントサービス株式会社北九州営業所と契約したものである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第6 号
14 港湾課	令和6年度 大分港港湾監視等業務委託	令和6年4月1日	福岡県久留米市西町金丸ノ二133 4番地の1	大一産業株式会社	13,867,480 円	①本業務は、県が管理する港湾施設及び海岸保全施設の監視・巡視を行うものである。 ②本業務を委託するにあたり、2者から企画の提案を受け、審査した結果、最も優れた企画提案を行った大一産業株式会社と契約をしたものである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
15 港湾課	令和6年度 大分港国際海上VHF大分海岸局通 信業務	令和6年4月1日	神奈川県横浜市中区山手町186 番地	株式会社東洋信号通信社	84,150,403 円	①本業務は、大分港に出入港する船舶に対し、無線機器を使用して管制するものである。 ②当該業務は、電波法に定められた業務及び資格等を必要とする特殊なものである。 ③当該業務を全国的に行い、遂行できる業者は株式会社東洋信号通信社のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
16 都市・まちづくり推 進課	令和6年度地価調査委託業務	令和6年4月1日	大分市中島西1丁目2番24号	公益社団法人大分県不動産鑑定 士協会	22,531,080 円	①地価調査は、県の事業ではあるが全国で統一的に実施されており、国土利用計画法の土地取引規制の規準や、公共用地の買収の基準、固定資産税評価や相続税評価の課税の基準、国内の景気動向の指標として利用されるなど、公的土地評価制度として確立されている。 ②公的土地評価制度としての品質を確保するためには、他県との広域的調整が十分図られた上で、鑑定評価の専門家である不動産鑑定士の合議制により生み出された、通常の鑑定評価を超えた、より高度な鑑定評価が不可欠である。 ③事業の実施にあたり下記8つの点を考慮した場合、個々の鑑定事務所へ委託して、相互の意見調整を図るよりは、大分県内の不動産鑑定士が会員となり構成されている公益法人に委託して円滑な実施を図ることが合理性があると考えられるため、公益社団法人大分県不動産鑑定士協会と随意契約を行った。 1. 標準価格の算定は不動産鑑定士によるものとされていること。【法令】 2. 地価調査は、国が実施する地価公示価格と乖離してはならないこと。【要領】 3. 不動産鑑定士間で協議を行うことが不可欠であること。【細則】 4. 地価公示の枠組みで実施する必要があること。(鑑定評価員指名・分科会設置) 【細則】 5. 大分県全域にわたる相当数の鑑定士を擁する事業者はなく、他県との調整機能を有し、多くの不動産鑑定士による合議制を有している者は、公益社団法人大分県不動産鑑定士協会のみであること。 6. 県内の不動産鑑定業者全てが公益社団法人大分県不動産鑑定士協会に加入していること。 7. 県内の不動産鑑定士全員が公益社団法人大分県不動産鑑定士協会に加入していること。 8. 当県土木建築部等の不動産鑑定報酬基準や、民間の国内大手鑑定業者の鑑定報酬と比較し、きわめて低廉な単価であること。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

## 土木建築部

随意契約件数

51件

金額 1,495,285,212 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
17 用地対策課	令和6年度不動産鑑定評価業務委託単価契約	令和6年4月1日	大分市府内町3丁目4-20 明治生命大分恒和ビル6F	一般社団法人 日本不動産研究所 大分支店ほか県内の21不動産鑑定業者	74,900,000 円	①本業務は、県の行う「公共事業の施行に伴って取得する土地等」ならびに「不動産(普通財産)の売却及び貸付実施」による鑑定評価を行うものである。 ②これを行うためには、不動産鑑定士の資格が必要である。 ③上記資格や技術を有し、かつ県との契約を希望する者は一般財団法人日本不動産研究所大分支所ほか県内の21業者のみである。 ④単価契約:土地の評価額と類型に応じて44,000円～1,323,300円の基本鑑定報酬額を支払う。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
18 用地対策課	令和6年度登記業務委託単価契約 (公共社団法人大分県公共嘱託登記土地家屋調査士協会)	令和6年4月1日	大分市城崎町2丁目3番10号	公益社団法人 大分県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	1,379,000 円	①本業務は、県の行う公共事業の施行に伴って取得する県内の土地の表示に関する登記のために必要な調査・測量・申請等の業務を行うものである。 ②これを行うためには、土地家屋調査士の資格が必要である。 ③官公署等の公共事業に伴う登記等については、その手続きを行うことを目的とした「公益社団法人大分県公共嘱託登記土地家屋調査士協会」が土地家屋調査士法第63条に基づき設立されている。 ④単価契約:登記の業務に応じて1,331円～333,971円の登記業務報酬基準額を支払う。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
19 用地対策課	令和6年度登記業務委託単価契約 (司法書士)	令和6年4月1日	大分県大分市城崎町2丁目4番19号	和田正敏ほか県内の14司法書士 (司法書士法人1名を含む)	6,400,000 円	①本業務は、県の行う公共事業の施行に伴って取得する県内の土地の権利に関する登記のために必要な調査・申請等の業務を行うものである。 ②これを行うためには、司法書士の資格が必要である。 ③上記資格や技術を有し、かつ、県との契約を希望する者は、司法書士和田正敏ほか県内の14業者のみである。 ④単価契約:登記の業務内容に応じて、748円～35,310円の登記業務報酬基準額を支払う。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
20 土木建築企画課	建設業許可・経営事項審査電子申請システム及び建設業情報管理システム電算処理業務契約	令和6年4月1日	東京都中央区築地2丁目11-24	一般財団法人 建設業情報管理センター	4,124,472 円	①本業務は、建設業許可・経営事項審査電子申請システムの管理、運営や建設業許可に関する申請データの登録処理等を行うものである。 ②これを行うためには、電子申請システムの管理・運営や経営事項審査結果、建設業許可の情報処理に係るデータベースの構築・管理について、全国統一的にその処理を行っていることが必要である。 ③上記を有する者は一般財団法人建設業情報管理センターのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
21 大分土木事務所	令和6年度 樋門等操作委託	令和6年4月1日	大分市荷揚町2番31号	大分市	7,302,688 円	①本業務は、河川水位が上昇し支川からの洪水を防止するため、大分市内の樋門等の開閉及び維持点検を行うものである。 ②これを行うためには、長年にわたり樋門等の管理・操作を行っている消防団(水防団)に依頼することが最適である。 ③大分市で消防団(水防団)を統括しているのは大分市である。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

土木建築部

随意契約件数

51件

金額 1,495,285,212 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
22 大分土木事務所	令和6年度 港起債大委第3号 積算補助業務委託	令和6年5月15日	大分県大分市向原西1丁目3番33号	公益財団法人大分県建設技術センター	9,739,400 円	①本委託は、工事の積算に関する補助業務委託である。 ②本委託の成果物(設計書)は工事発注の際に使用するものであり、これを行うためには大分県と共通の積算システムを所有する必要がある。また、予定価格(最低制限価格)設定の基礎となる積算業務は、豊富な知識と経験及び厳格な秘匿性が必要である。 ③上記要件を満たす者は、行政の補完・支援のために設立され、同種業務に豊富な実績を有する(公財)大分県建設技術センターのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
23 大分土木事務所	清掃委託 令和6年度大分港港湾施設清掃業務及び港湾施設内公衆便所清掃業務委託	令和6年4月1日	大分県大分市豊海1丁目1番10号	一般社団法人大分港清港会	7,645,000 円	①本業務は、大分港港湾施設の清掃、除草、樹木の剪定・消毒、ごみ収集、トイレ清掃を行うものである。 ②委託先の一般社団法人大分港清港会は、昭和46年に大分港の環境美化及び保全を目的とし、県の指導により組織された任意団体を前身とする団体である。 ③この会は大分港の清掃活動、ごみの収集を行うほか、公共施設の樹木剪定、臨港道路の土砂撤去などの奉仕活動を行っている。この会には、設立の趣旨に賛同した87社の法人が会員として参加しており、運営資金として会員から会費を徴収している。 ④大分市もこの団体の設立目的に賛同しており、毎年交付金を交付するほか、市の廃棄物処理施設の使用料の免除措置を行っている。 ⑤以上の理由により、有利な価格で契約を締結できる見込みがあることから、この団体と随意契約をするもの	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
24 大分土木事務所	令和6年度 橋修震単大委第1-8号 積算補助業務委託	令和6年4月16日	大分県大分市向原西1丁目3番33号	公益財団法人大分県建設技術センター	5,237,100 円	①本委託は、工事の積算に関する補助業務委託である。 ②本委託の成果物(設計書)は工事発注の際に使用するものであり、これを行うためには大分県と共通の積算システムを所有する必要がある。また、予定価格(最低制限価格)設定の基礎となる積算業務は、豊富な知識と経験及び厳格な秘匿性が必要である。 ③上記要件を満たす者は、行政の補完・支援のために設立され、同種業務に豊富な実績を有する(公財)大分県建設技術センターのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
25 大分土木事務所	令和6年度 砂関委第1号 積算補助業務委託	令和6年5月9日	大分県大分市向原西1丁目3番33号	公益財団法人大分県建設技術センター	6,418,500 円	①本委託は、工事の積算に関する補助業務委託である。 ②本委託の成果物(設計書)は工事発注の際に使用するものであり、これを行うためには大分県と共通の積算システムを所有する必要がある。また、予定価格(最低制限価格)設定の基礎となる積算業務は、豊富な知識と経験及び厳格な秘匿性が必要である。 ③上記要件を満たす者は、行政の補完・支援のために設立され、同種業務に豊富な実績を有する(公財)大分県建設技術センターのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
26 大分土木事務所	令和6年度 砂関委第1-2号 積算補助業務委託	令和6年5月9日	大分県大分市向原西1丁目3番33号	公益財団法人大分県建設技術センター	6,866,200 円	①本委託は、工事の積算に関する補助業務委託である。 ②本委託の成果物(設計書)は工事発注の際に使用するものであり、これを行うためには大分県と共通の積算システムを所有する必要がある。また、予定価格(最低制限価格)設定の基礎となる積算業務は、豊富な知識と経験及び厳格な秘匿性が必要である。 ③上記要件を満たす者は、行政の補完・支援のために設立され、同種業務に豊富な実績を有する(公財)大分県建設技術センターのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

土木建築部

随意契約件数

51件

金額 1,495,285,212 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
27 大分土木事務所	令和6年度 砂関委第1-3号 積算補助業務委託	令和6年5月9日	大分県大分市向原西1丁目3番33号	公益財団法人 大分県建設技術センター	6,652,800 円	①本委託は、工事の積算に関する補助業務委託である。 ②本委託の成果物(設計書)は工事発注の際に使用するものであり、これを行うためには大分県と共通の積算システムを所有する必要がある。また、予定価格(最低制限価格)設定の基礎となる積算業務は、豊富な知識と経験及び厳格な秘匿性が必要である。 ③上記要件を満たす者は、行政の補完・支援のために設立され、同種業務に豊富な実績を有する(公財)大分県建設技術センターのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
28 大分土木事務所	令和6年度 橋修震単大委第1-9号 積算補助業務委託	令和6年5月16日	大分県大分市向原西1丁目3番33号	公益財団法人 大分県建設技術センター	4,535,300 円	①本委託は、工事の積算に関する補助業務委託である。 ②本委託の成果物(設計書)は工事発注の際に使用するものであり、これを行うためには大分県と共通の積算システムを所有する必要がある。また、予定価格(最低制限価格)設定の基礎となる積算業務は、豊富な知識と経験及び厳格な秘匿性が必要である。 ③上記要件を満たす者は、行政の補完・支援のために設立され、同種業務に豊富な実績を有する(公財)大分県建設技術センターのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
29 大分土木事務所	令和6年度 橋修震単大委第1-10号 積算補助業務委託	令和6年5月16日	大分県大分市向原西1丁目3番33号	公益財団法人 大分県建設技術センター	3,848,900 円	①本委託は、工事の積算に関する補助業務委託である。 ②本委託の成果物(設計書)は工事発注の際に使用するものであり、これを行うためには大分県と共通の積算システムを所有する必要がある。また、予定価格(最低制限価格)設定の基礎となる積算業務は、豊富な知識と経験及び厳格な秘匿性が必要である。 ③上記要件を満たす者は、行政の補完・支援のために設立され、同種業務に豊富な実績を有する(公財)大分県建設技術センターのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
30 大分土木事務所	令和6年度 橋修一単大委第1-5号 積算補助業務委託	令和6年5月16日	大分県大分市向原西1丁目3番33号	公益財団法人 大分県建設技術センター	1,993,200 円	①本委託は、工事の積算に関する補助業務委託である。 ②本委託の成果物(設計書)は工事発注の際に使用するものであり、これを行うためには大分県と共通の積算システムを所有する必要がある。また、予定価格(最低制限価格)設定の基礎となる積算業務は、豊富な知識と経験及び厳格な秘匿性が必要である。 ③上記要件を満たす者は、行政の補完・支援のために設立され、同種業務に豊富な実績を有する(公財)大分県建設技術センターのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
31 大分土木事務所	令和6年度 都計改委第1-4号 積算補助業務委託	令和6年5月31日	大分県大分市向原西1丁目3番33号	公益財団法人 大分県建設技術センター	7,306,200 円	①本委託は、工事の積算に関する補助業務委託である。 ②本委託の成果物(設計書)は工事発注の際に使用するものであり、これを行うためには大分県と共通の積算システムを所有する必要がある。また、予定価格(最低制限価格)設定の基礎となる積算業務は、豊富な知識と経験及び厳格な秘匿性が必要である。 ③上記要件を満たす者は、行政の補完・支援のために設立され、同種業務に豊富な実績を有する(公財)大分県建設技術センターのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
32 大分土木事務所	令和6年度 都計改委第1-3号 積算補助業務委託	令和6年5月24日	大分県大分市向原西1丁目3番33号	公益財団法人 大分県建設技術センター	7,005,900 円	①本委託は、工事の積算に関する補助業務委託である。 ②本委託の成果物(設計書)は工事発注の際に使用するものであり、これを行うためには大分県と共通の積算システムを所有する必要がある。また、予定価格(最低制限価格)設定の基礎となる積算業務は、豊富な知識と経験及び厳格な秘匿性が必要である。 ③上記要件を満たす者は、行政の補完・支援のために設立され、同種業務に豊富な実績を有する(公財)大分県建設技術センターのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

## 土木建築部

随意契約件数

51件

金額 1,495,285,212 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
33 大分土木事務所	令和6年度 都計改委第1-5号 積算補助業務委託	令和6年5月31日	大分県大分市向原西1丁目3番33号	公益財団法人大分県建設技術センター	5,261,300 円	①本委託は、工事の積算に関する補助業務委託である。 ②本委託の成果物(設計書)は工事発注の際に使用するものであり、これを行うためには大分県と共通の積算システムを所有する必要がある。また、予定価格(最低制限価格)設定の基礎となる積算業務は、豊富な知識と経験及び厳格な秘匿性が必要である。 ③上記要件を満たす者は、行政の補完・支援のために設立され、同種業務に豊富な実績を有する(公財)大分県建設技術センターのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
34 大分土木事務所	令和6年度 港起債大委第6号 積算補助業務委託	令和6年5月15日	大分県大分市向原西1丁目3番33号	公益財団法人大分県建設技術センター	1,993,200 円	①本委託は、工事の積算に関する補助業務委託である。 ②本委託の成果物(設計書)は工事発注の際に使用するものであり、これを行うためには大分県と共通の積算システムを所有する必要がある。また、予定価格(最低制限価格)設定の基礎となる積算業務は、豊富な知識と経験及び厳格な秘匿性が必要である。 ③上記要件を満たす者は、行政の補完・支援のために設立され、同種業務に豊富な実績を有する(公財)大分県建設技術センターのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
35 大分土木事務所	令和6年度 港管維単大委第1号 除草委託	令和6年5月15日	大分県大分市豊海1丁目1番10号	一般社団法人分港清港会	9,845,000 円	①本業務は大分港の除草業務である。 ②左記団体は日常的に港内を巡回し、清掃活動を行っていることから当該委託と一貫作業が可能となる。 ③大分市が処分費の免除を行っていることから、経済的かつ適正な事業執行が可能となるため左記団体と随意契約するもの。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
36 大分土木事務所	令和6年度 港起債大委第5号 積算補助業務委託	令和6年5月15日	大分県大分市向原西1丁目3番33号	公益財団法人大分県建設技術センター	9,608,500 円	①本委託は、工事の積算に関する補助業務委託である。 ②本委託の成果物(設計書)は工事発注の際に使用するものであり、これを行うためには大分県と共通の積算システムを所有する必要がある。また、予定価格(最低制限価格)設定の基礎となる積算業務は、豊富な知識と経験及び厳格な秘匿性が必要である。 ③上記要件を満たす者は、行政の補完・支援のために設立され、同種業務に豊富な実績を有する(公財)大分県建設技術センターのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
37 日田土木事務所	R6防安国防日委1 積算補助業務委託	令和6年6月3日	大分県大分市向原西1丁目3番33号	公益財団法人大分県建設技術センター	2,742,300 円	①本業務は、国道442号災害防除工事における積算補助業務を行うものである。 ②これを行うためには、県と共通の土木積算システムを設置しており、関連する諸基準にも熟知し積算の経験も豊富であり、客観的、公平的で最適な工事費の積算が行える必要がある。 ③上記要件を満たす者は(公財)大分県建設技術センターのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
38 日田土木事務所	R6道補橋耐日委1-2 積算補助業務委託	令和6年6月11日	大分県大分市向原西1丁目3番33号	公益財団法人大分県建設技術センター	2,158,200 円	①本業務は、国道212号橋梁耐震補強工事における積算補助業務を行うものである。 ②これを行うためには、県と共通の土木積算システムを設置しており、関連する諸基準にも熟知し積算の経験も豊富であり、客観的、公平的で最適な工事費の積算が行える必要がある。 ③上記要件を満たす者は(公財)大分県建設技術センターのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

## 土木建築部

随意契約件数

51件

金額 1,495,285,212 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
39 日田土木事務所	R6防安心改日委2-2 積算補助業務委託	令和6年6月27日	大分県大分市向原西1丁目3番33号	公益財団法人大分県建設技術センター	1,496,000 円	①本業務は、新藤野トンネル照明工事における積算補助業務を行うものである。 ②これを行うためには、県と共通の土木積算システムを設置しており、関連する諸基準にも熟知し積算の経験も豊富であり、客観的、公平的で最適な工事費の積算が行える必要がある。 ③上記要件を満たす者は(公財)大分県建設技術センターのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
40 施設整備課	令和6年度営繕積算システム等整備業務委託	令和6年6月24日	東京都港区西新橋3丁目25番33号	一般財団法人建築コスト管理システム研究所	1,035,100 円	①公共建築工事の発注において、積算業務や毎年の単価作成業務は必要不可欠であるが、その業務量は膨大かつ負担が大きく、県単独で一から実施することは経済的にも物理的にも困難である。このため、積算業務等の合理化・省力化を図り、システムの共同開発と共同利用を推進するため、「営繕積算システム等開発利用協議会」(国土交通省、都道府県及び政令指定都市で構成)が設立され、その後、パソコンの普及に対応するため、平成4年に設立された「(一財)建築コスト管理システム研究所」が引き継ぎ、積算システムの開発や適正な建築コストの把握・分析といったコスト管理を行っているものである。 ②本委託案件は、「営繕積算システム等開発利用協議会」において、大分県も協議会の構成員として営繕積算システム等整備業務を当研究所に依頼すること、及び同業務に要する費用は協議会構成員の負担とすることとして承認されていることから、当研究所と委託契約を締結した。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
41 施設整備課	令和6年度施委第3-25号宇佐総合庁舎ZEB化意図伝達業務	令和6年5月1日	宇佐市大字石田13番地の11	株式会社さとう不動産設計事務所	3,190,000 円	①本業務の対象となる大規模改修工事におけるZEB化改修工事は、総合庁舎の改修として従来の改修に加え、公共建築物で県内初となるZEB化を含むものである。 ②当改修工事においては、ZEB認証を受けるために、設計時に第三者機関によるBELS(建築物省エネルギー性能表示制度)にかかる評価を受けており、サッシや設備機器などの仕様の決定に際しては、外皮性能や一次エネルギー消費量の評価に沿ったものを選定する必要がある。 ③以上のことからこれらの目的物を完成させるためには、施工者が的確な仕様の決定を行うための確実な意図伝達が必要であるため、実施設計および第三者機関への申請業務を行った(株)さとう不動産設計事務所と随意契約をした。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
42 土木建築企画課	令和6年度データエントリー業務委託	令和6年5月31日	大分県大分市東春日町17-57	株式会社オーイーシー	1,693,522 円	①本業務は、建設業法に基づく経営規模等評価申請書総合評定値請求書に係る各種データを一般社団法人建設業情報管理センターの建設業情報システム(経営事項審査システム)に適合する型に処理をするデータエントリー業務を単価により契約するものである。 ②令和6年4月24日公告をしたものの、入札参加申請書を提出した業者なし。令和6年5月16日に再度公告したが落札者なしとなったため。 ③再公告で株式会社オーイーシー1社のみ応札。株式会社オーイーシーの入札金額(総額)は、年間所要見込額以内であるため。 ④単価契約:873.4円/件	地方自治法施行令 第167条の2第1項第8号

## 土木建築部

随意契約件数

51件

金額 1,495,285,212 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
43 豊後大野土木事務所	大分県豊後大野総合庁舎エレベーター保守点検委託業務	令和6年5月31日	福岡県福岡市博多区東光二丁目3番18号	日本エレベーター製造株式会社 福岡営業所	2,296,800 円	①本業務は、大分県豊後大野総合庁舎のエレベーターを保守点検委託業務を行うものである。 ②これを行うためには、フルメンテナンス仕様での契約が必要である。 ③設置から約25年が経過し、部品の供給期間が過ぎているため、フルメンテナンス仕様で契約できるのは製造元の日本エレベーター製造株式会社福岡営業所のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
44 土木建築企画課	令和6年度建設産業女性活躍加速化促進事業委託事業契約	令和6年5月15日	大分県別府市石垣東9-4-52-1302	アイ. ジー. シー株式会社	19,030,000 円	①本業務は、担い手の確保が喫緊の課題となっている県内の建設産業において、女性の活躍をさらに加速化させるためにセミナーや交流会等を行うものである。 ②本業務を委託するにあたり、1者から企画提案を受け、審査した結果、優れた企画提案を行ったアイ. ジー. シー株式会社と契約したものである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
45 大分土木事務所	令和6年度建住大委第5-25号 大空住宅HRR-1棟外昇降機改修に伴う介助等業務委託	令和6年6月28日	東京都台東区東上野1丁目20-6丸幸ビル4階	株式会社ゼンドーアシストマネジ メント	2,750,000 円	①本業務委託は、大空住宅HRR-1棟外昇降機改修工事に伴う昇降機使用停止の対策として入居者の移動介助や荷物運搬を行うものである。 ②当該県営住宅は7階建て60戸のHRR-1棟と6階建て30戸のHRR-2棟であり2階以上にも各々の棟で複数人の高齢者、障がい者等が入居しているため、各棟約20日間、昇降機が停止する間の移動を担保する必要がある。 ③本委託業務は階段昇降の介助を行う特殊な業務を含むため、同種業務の履行実績を有するものからの選定が必要である。 ④階段昇降の介助及び階段昇降機のサービスを提供でき、熊本市との契約実績があり、尚且つ大分県の県営住宅で介助実績がある唯一の事業者は(株)ゼンドーアシストマネジメントのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
46 都市・まちづくり推進課	豊肥本線 滝尾・下郡(信)間144km950m付近庄の原佐野線下郡高架線(仮称)上部工新設工事	令和6年6月28日	福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号	九州旅客鉄道株式会社	922,992,000 円	①本業務は都市計画道路 庄の原佐野線<下郡工区>街路改良事業において、事業区間中央部付近の南北方向にあるJR豊肥本線を跨ぐ橋梁を施工するものである。 ②本工事は鉄道近接工事であり、本工事の施工によって列車の運転保安または旅客公衆等に危害を及ぼさないよう対策が必要となることや、異常時には速やかに対応できる体制を整える必要があることから、それが可能な鉄道施設の管理者である九州旅客鉄道株式会社に委託する必要がある。よって、契約の性質が競争に適さないため、九州旅客鉄道株式会社と随意契約により工事を委託するもの	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

土木建築部

随意契約件数

51件

金額 1,495,285,212 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
47 建築住宅課	宅地建物取引業免許事務等電算 処理業務	令和6年4月1日	東京都港区虎ノ門三丁目8番21号	一般財団法人 不動産適正取引推 進機構	1,255,000 円	①本業務は、国土交通省及び各都道府県が行う宅地建物取引業者の免許及び宅地 建物取引士の登録に係る申請事項をデータベース化し、オンラインで全国ネットワ ークとしており、本県(建築住宅課)に設置する端末機から送受信される宅地建物取引 業者免許事務等に係るデータを電算機を使用して処理し、データベースを構築するも のである。 ②これを行うためには、国土交通省及び各都道府県が行う宅地建物取引業者の免 許及び宅地建物取引士の登録に係る申請事項をデータベース化する必要がある。 ③上記データベース化を行っているのは、一般財団法人不動産適正取引推進機構 のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
48 建築住宅課	令和6年度耐震アドバイザー派遣 業務に係る委託契約	令和6年4月5日	大分市新川町2丁目4番48号	一般社団法人 大分県建築士事務 所協会	4,812,500 円	①本事業は、住宅の所有者からの依頼による耐震アドバイザー(大分県知事登録の 建築事務所に所属する建築士のうち、簡易な耐震診断及び耐震改修に関するアドバ イサーを行う者で、業務に必要な知識及び技術を習得するための講習を受講した者)の 派遣、調査結果の依頼者への報告及び耐震アドバイザー育成に関する講習の開催 に関する業務を行うものである。 ②これを行うためには、建築物に関する専門知識を有する建築士である必要があ る。 ③上記の建築士を有する県内唯一の法人は、一般社団法人大分県建築士事務所協 会のみである。当法人は、建築設計業務の進歩改善とその健全な発展を図ること で、建築文化の向上と公共の福祉の増進に寄与することを目的に設立された、建築 士事務所で構成された県内唯一の一般社団法人であり、県民に対して公平な立場で 相談に応じることができる。更に、建築物の耐震に関して豊富で専門的な知識を有す る会員を県下各地に擁している。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
49 建築住宅課	令和6年度木造住宅耐震キャラバ ン実施業務委託契約	令和6年4月5日	大分市新川町2丁目4番48号	一般社団法人 大分県建築士事務 所協会	1,090,100 円	①本業務は、住宅耐震化に関する内容を県民に広く周知するために、各会場で相談 会を開催し、耐震に関して専門知識のある耐震アドバイザーを派遣するものである。 ②これを行うためには、耐震に関する専門的な知識や経験が必要である。 ③上記の耐震に関する専門的な知識や経験を有する県内唯一の法人は、一般社団 法人大分県建築士事務所協会のみである。当協会は、建築設計業務の進歩改善と その健全な発展を図ることで、建築文化の向上と公共の福祉の増進に寄与するこ とを目的に設立された、建築士事務所で構成された県内唯一の一般社団法人であり、 建築物の耐震に関して豊富で専門的な知識を有する会員を県下各地に擁している。 また、耐震改修業務の調査研究や耐震工法の審査を行っており、支援事業を推進す るため、耐震アドバイザー派遣業務や診断士育成のための講習会も実施している。 相談会の対応については、本業務を実施する市町の耐震化の状況や適切な改修 工法を理解するとともに支援事業の制度を熟知し、耐震化に関して技術的にも精通 している耐震アドバイザーである必要があるため、それらを育成や派遣をしている当協 会である必要がある。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

## 土木建築部

随意契約件数

51件

金額 1,495,285,212 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
50 建築住宅課	令和6年度建築物グリーン化促進 事業委託業務	令和6年6月20日	大分県大分市城崎町一丁目3番3 1号富士火災大分ビル3階	公益社団法人大分県建築士会	5,219,500 円	<p>①本業務は、脱炭素社会の実現に向けた省エネ建築物の普及促進を図るため、県と連携し、建築関係団体等で構成されるネットワーク体制の構築を行うとともに、県内技術者への研修による啓発や県民の意識醸成を図る省エネ事例集の作成、フォーラムの開催等を実施する公益性の高い業務である。</p> <p>②これを行うためには、省エネ建築物に関する豊富で専門的な知識を有する必要がある。</p> <p>③上記の省エネ建築物に関する豊富で専門的な知識を有するのは、公益社団法人大分県建築士会のみである。当法人は、建築物に係る県民の利益の擁護及び増進並びに建築文化の振興を図るための事業を実施し、社会に貢献することを目的に設立された公益法人であるとともに、省エネ建築物に関する豊富で専門的な知識を有する会員を多数擁している。</p> <p>また、会員は、建築設計、施工、行政、教育機関など様々な職域の建築士等であり、県内で唯一の建築関係の幅広いネットワークを有する団体である。更に、数多くの建築物等に関する調査、研究、県民や技術者向けの講習会等を実施するなど、本事業の運営能力を持っている。</p>	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
51 土木建築企画課	建設業許可・経営事項審査電子申 請システム及び建設業情報管理シ ステム電算処理業務委託契約	令和6年4月1日	東京都中央区日本橋大伝馬町14 番1号	一般財団法人 建設業情報管理セ ンター	7,865,406 円	<p>①本業務は、建設業許可・経営事項審査電子申請システムの管理、運営や建設業許可に関する申請データの登録処理等を行うものである。</p> <p>②これを行うためには、電子申請システムの管理・運営や経営事項審査結果、建設業許可の情報処理に係るデータベースの構築・管理について、全国統一的にその処理を行っていることが必要である。</p> <p>③上記を有する者は一般財団法人建設業情報管理センターのみである。</p> <p>④単価契約： 建設業許可電算処理料 2,200円/件 経営事項審査電算処理料 702円/件</p>	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号